

伊丹市教育委員会評価委員設置要綱

（設置）

第1条 伊丹市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する，事務・事業の管理及び執行の状況についての点検及び評価を行うことにより，地域の実情と住民ニーズに応じ，より効果的な教育行政の推進に資するとともに，事務・事業の管理及び執行状況についての透明性の確保と市民への説明責任を果たすため，伊丹市教育委員会評価委員（以下「評価委員」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 評価委員は，次に掲げる事務を所掌する。

- （1）教育委員会が実施する事務・事業の点検・評価について意見を述べること。
- （2）点検・評価の内容について教育委員会に総括意見を述べること。
- （3）その他教育委員会が必要と認める事項

（組織）

第3条 評価委員は，2人以内とする。

2 評価委員は，教育に識見を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

3 評価委員の任期は，毎年度委嘱の日から当該年度の3月31日までとする。ただし，再任を妨げない。

4 評価委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は，前任者の残任期間とする。

（庶務）

第4条 評価委員の設置に付随する庶務は，教育委員会事務局教育総務部教育政策課において行う。

（委任）

第5条 この要綱に定めるもののほか，評価委員の運営に関し必要な事項は，教育委員会が定める。

附 則

この要綱は，公布の日から施行する。

附 則

この要綱は，令和2年4月1日から施行する。